

岩手県岩手海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第1号	種市漁業協同組合	九戸郡洋野町種市川尻及び種市地先(岸種市)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度25.188分、東経141度42.781分 イ点 北緯40度25.228分、東経141度42.866分 ウ点 北緯40度25.048分、東経141度43.023分 エ点 北緯40度24.769分、東経141度43.186分 オ点 北緯40度24.528分、東経141度43.349分	第一種区画漁業	1件(のり養殖業)	8月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町種市第18地割、第20地割から第29地割まで及び第31地割から第33地割まで	
一区第2号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町種市宿戸地先(大浜)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度22.101分、東経141度45.636分 イ点 北緯40度22.163分、東経141度45.916分 ウ点 北緯40度21.715分、東経141度46.084分 エ点 北緯40度21.655分、東経141度45.811分	第一種区画漁業	1件(こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別		イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第3号	久慈市漁業協同組合	久慈市侍浜町麦生地先(麦生)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度13.139分、東経141度49.903分 イ点 北緯40度13.050分、東経141度49.935分 ウ点 北緯40度13.004分、東経141度49.710分 エ点 北緯40度13.093分、東経141度49.680分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久慈市	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第4号	久慈市漁業協同組合	久慈市夏井町夏井地先(夏井)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度12.643分、東経141度49.836分 イ点 北緯40度12.467分、東経141度49.900分 ウ点 北緯40度12.446分、東経141度49.791分 エ点 北緯40度12.619分、東経141度49.693分	第一種区画漁業	2件(こんぶ養殖業、あわび垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久慈市	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第5号	久慈市漁業協同組合	久慈市湊町久慈浜地先(久慈浜)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度12.187分、東経141度48.953分 イ点 北緯40度12.184分、東経141度49.165分 ウ点 北緯40度12.076分、東経141度49.163分 エ点 北緯40度12.079分、東経141度48.952分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久慈市	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第6号	久慈市漁業協同組合	久慈市湊町久慈浜地先(沖久慈浜)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度11.789分、東経141度49.315分 イ点 北緯40度11.913分、東経141度49.636分 ウ点 北緯40度11.730分、東経141度49.756分 エ点 北緯40度11.669分、東経141度49.599分 オ点 北緯40度11.722分、東経141度49.564分 カ点 北緯40度11.659分、東経141度49.401分	第一種区画漁業	1件(さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別		ア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第7号	久慈市漁業協同組合	久慈市長内町二子地先(二子)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度11.063分、東経141度48.497分 イ点 北緯40度11.145分、東経141度48.515分 ウ点 北緯40度11.060分、東経141度49.137分 エ点 北緯40度10.980分、東経141度49.120分	第一種区画漁業	9件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、まつも養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久慈市	イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第8号	久慈市漁業協同組合	久慈市長内町大尻地先(大尻湾内)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度11.036分、東経141度49.370分 イ点 北緯40度10.914分、東経141度49.896分 ウ点 北緯40度10.822分、東経141度49.860分 エ点 北緯40度10.944分、東経141度49.334分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久慈市	ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第9号	久慈市漁業協同組合	久慈市長内町大尻地先(大尻)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度10.573分、東経141度50.537分 イ点 北緯40度10.883分、東経141度50.950分 ウ点 北緯40度10.640分、東経141度51.275分 エ点 北緯40度10.344分、東経141度50.883分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	久慈市	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第10号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字野田地先(北野田)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度7.345分、東経141度51.307分 イ点 北緯40度6.735分、東経141度52.308分 ウ点 北緯40度6.397分、東経141度52.149分 エ点 北緯40度6.273分、東経141度52.635分 オ点 北緯40度5.876分、東経141度52.440分 カ点 北緯40度6.278分、東経141度50.890分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	九戸郡野田村	ア、イ、エ、オ及び力の各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びオとカの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(オ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第11号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字野田地先(南野田)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度6.159分、東経141度50.978分 イ点 北緯40度5.816分、東経141度52.432分 ウ点 北緯40度5.362分、東経141度52.236分 エ点 北緯40度5.731分、東経141度50.951分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	九戸郡野田村	ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線を3等分した2点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯(イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第12号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字玉川地先(玉川)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度5.532分、東経141度50.944分 イ点 北緯40度5.185分、東経141度52.292分 ウ点 北緯40度3.949分、東経141度52.812分 エ点 北緯40度3.757分、東経141度52.639分 オ点 北緯40度3.473分、東経141度51.829分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	九戸郡野田村	ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第13号	普代村漁業協同組合	下閉伊郡普代村堀内地先(大根崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度3.380分、東経141度52.431分 イ点 北緯40度4.048分、東経141度53.481分 ウ点 北緯40度4.118分、東経141度53.678分 エ点 北緯40度3.396分、東経141度54.527分 オ点 北緯40度2.617分、東経141度53.121分 カ点 北緯40度3.051分、東経141度52.818分 キ点 北緯40度3.161分、東経141度52.970分 ク点 北緯40度3.379分、東経141度52.767分 ケ点 北緯40度3.273分、東経141度52.618分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡普代村	ア、イ、ウ、エ及びアの各点並びにアとイ、ウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第14号	普代村漁業協同組合	下閉伊郡普代村白井地先(宇留留)	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度2.452分、東経141度53.209分 イ点 北緯40度2.513分、東経141度53.767分 ウ点 北緯40度3.157分、東経141度54.896分 エ点 北緯40度1.974分、東経141度55.906分 オ点 北緯40度1.027分、東経141度54.860分 カ点 北緯40度1.407分、東経141度54.055分 キ点 北緯40度1.737分、東経141度53.779分 ク点 北緯40度1.742分、東経141度53.842分 ケ点 北緯40度1.952分、東経141度53.697分 コ点 北緯40度1.915分、東経141度53.625分 サ点 北緯40度2.356分、東経141度53.256分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡普代村	ウ、エ及びオの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第15号	普代村漁業協同組合	下閉伊郡普代村黒崎地先(黒崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度0.694分、東経141度55.066分 イ点 北緯40度0.999分、東経141度55.797分 ウ点 北緯40度0.936分、東経141度56.180分 エ点 北緯40度0.692分、東経141度55.979分 オ点 北緯40度0.710分、東経141度55.878分 カ点 北緯40度0.624分、東経141度55.820分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡普代村	ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第101号	田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村羅賀地先(羅賀)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度56.548分、東経141度57.225分 イ点 北緯39度56.516分、東経141度57.350分 ウ点 北緯39度56.382分、東経141度57.381分 エ点 北緯39度56.346分、東経141度57.752分 オ点 北緯39度56.242分、東経141度57.915分 カ点 北緯39度55.760分、東経141度57.936分 キ点 北緯39度55.702分、東経141度57.193分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡田野畑村	ア、エ、オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第102号	田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村島越地先(大須賀)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度55.592分、東経141度57.317分 イ点 北緯39度55.653分、東経141度57.565分 ウ点 北緯39度55.709分、東経141度57.868分 エ点 北緯39度55.285分、東経141度57.997分 オ点 北緯39度55.118分、東経141度57.399分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡田野畑村	ア、ウ、エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第103号	田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村島越地先(島越)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度54.782分、東経141度57.237分 イ点 北緯39度54.991分、東経141度58.032分 ウ点 北緯39度53.556分、東経141度58.490分 エ点 北緯39度53.516分、東経141度58.167分 オ点 北緯39度53.738分、東経141度58.056分 カ点 北緯39度53.714分、東経141度57.816分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡田野畑村	ア、イ、ウ、エ及びアの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯(イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなけれ

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第104号	小本浜漁業協同組合	下閉伊郡岩泉町小本地先(小本)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度51.603分、東経141度58.878分 イ点 北緯39度51.584分、東経141度59.292分 ウ点 北緯39度50.835分、東経141度59.487分 エ点 北緯39度50.779分、東経141度59.061分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡岩泉町小本	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第105号	小本浜漁業協同組合	下閉伊郡岩泉町小本地先(茂師)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度50.394分、東経141度59.129分 イ点 北緯39度50.365分、東経141度59.647分 ウ点 北緯39度49.844分、東経141度59.748分 エ点 北緯39度49.921分、東経141度59.223分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡岩泉町小本	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第106号	田老町漁業協同組合ほか1	宮古市田老声沢地先(声沢)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度49.530分、東経141度59.611分 イ点 北緯39度49.520分、東経141度59.800分 ウ点 北緯39度49.230分、東経141度59.781分 エ点 北緯39度49.239分、東経141度59.590分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市田老字摂待及び下閉伊郡岩泉町小本字小成	イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第107号	田老町漁業協同組合	宮古市田老水沢地先(かるまん崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ネ、ク、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度49.186分、東経141度59.634分 イ点 北緯39度49.183分、東経141度59.823分 ウ点 北緯39度47.647分、東経141度59.889分 エ点 北緯39度47.350分、東経141度59.484分 オ点 北緯39度48.059分、東経141度59.384分 カ点 北緯39度48.063分、東経141度59.469分 キ点 北緯39度48.323分、東経141度59.438分 ク点 北緯39度48.317分、東経141度59.348分 ケ点 北緯39度48.784分、東経141度59.282分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、まつも養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市田老	イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第108号	田老町漁業協同組合	宮古市田老小港地先(真崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度46.177分、東経141度59.941分 イ点 北緯39度46.248分、東経142度0.573分 ウ点 北緯39度45.288分、東経142度0.441分 エ点 北緯39度45.285分、東経142度0.162分 オ点 北緯39度45.451分、東経142度0.079分 カ点 北緯39度45.490分、東経141度59.810分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、まつも養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市田老	イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第109号	田老町漁業協同組合	宮古市田老沢尻地先(沢尻)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度44.604分、東経141度59.576分 イ点 北緯39度44.457分、東経142度0.229分 ウ点 北緯39度43.862分、東経142度0.036分 エ点 北緯39度43.940分、東経141度59.278分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、まつも養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市田老	イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第110号	田老町漁業協同組合	宮古市田老栃内地先(栃内)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度43.234分、東経141度59.415分 イ点 北緯39度43.252分、東経141度59.811分 ウ点 北緯39度42.018分、東経141度59.598分 エ点 北緯39度42.021分、東経141度59.389分 オ点 北緯39度42.592分、東経141度59.454分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、まつも養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市田老	イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第111号	田老町漁業協同組合	宮古市田老檜内地先(檜内)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度42.320分、東経141度58.740分 イ点 北緯39度42.357分、東経141度59.332分 ウ点 北緯39度41.929分、東経141度59.215分 エ点 北緯39度42.057分、東経141度58.710分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、まつも養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市田老	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第112号	宮古漁業協同組合	宮古市崎山地先(赤島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度42.014分、東経141度58.790分 イ点 北緯39度41.892分、東経141度59.217分 ウ点 北緯39度41.725分、東経141度59.178分 エ点 北緯39度41.735分、東経141度59.126分 オ点 北緯39度41.439分、東経141度58.980分 カ点 北緯39度41.424分、東経141度58.533分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市崎山及び崎嶺ヶ崎	イ、ウ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(オ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第113号	宮古漁業協同組合	宮古市崎山地先(宿)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度41.452分、東経141度58.097分 イ点 北緯39度41.484分、東経141度58.281分 ウ点 北緯39度41.404分、東経141度58.341分 エ点 北緯39度41.335分、東経141度58.188分	第一種区画漁業	1件(ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市崎山及び崎嶺ヶ崎	ウ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第114号	宮古漁業協同組合	宮古市崎山地先(潮吹)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度41.003分、東経141度59.436分 イ点 北緯39度40.976分、東経141度59.583分 ウ点 北緯39度40.564分、東経141度59.364分 エ点 北緯39度40.597分、東経141度59.231分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市崎山、崎鉾ヶ崎、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜	ア、イ、ウ及びエの各点を並びにアとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第115号	宮古漁業協同組合	宮古市崎山及び鉾ヶ崎地先(日出島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度40.225分、東経141度58.698分 イ点 北緯39度40.205分、東経141度58.977分 ウ点 北緯39度40.034分、東経141度59.336分 エ点 北緯39度39.237分、東経141度59.189分 オ点 北緯39度39.253分、東経141度58.772分 カ点 北緯39度39.636分、東経141度58.803分 キ点 北緯39度39.641分、東経141度58.659分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市崎山、崎鉾ヶ崎、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜	ウ、エ、オ及びキの各点を並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第116号	宮古漁業協同組合	宮古市鉾ヶ崎地先(臼木)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度38.591分、東経141度58.733分 イ点 北緯39度38.520分、東経141度58.786分 ウ点 北緯39度38.503分、東経141度58.739分 エ点 北緯39度38.447分、東経141度58.785分 オ点 北緯39度38.417分、東経141度58.591分 カ点 北緯39度38.501分、東経141度58.531分 キ点 北緯39度38.526分、東経141度58.542分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、蛸の浜町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町及び佐原一丁目から四丁目まで	エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第117号	宮古漁業協同組合	宮古市磯鶏、高浜及び金浜地先(宮古浦)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域からク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 ア点 北緯39度36.981分、東経141度57.818分 イ点 北緯39度36.906分、東経141度57.866分 ウ点 北緯39度37.032分、東経141度58.040分 エ点 北緯39度36.740分、東経141度58.393分 オ点 北緯39度36.251分、東経141度57.880分 カ点 北緯39度35.643分、東経141度57.076分 キ点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分 ク点 北緯39度36.331分、東経141度57.322分 ケ点 北緯39度36.257分、東経141度57.474分 コ点 北緯39度36.054分、東経141度57.243分 サ点 北緯39度36.002分、東経141度57.315分 シ点 北緯39度36.006分、東経141度57.349分 ス点 北緯39度35.950分、東経141度57.284分 セ点 北緯39度36.007分、東経141度57.201分 ソ点 北緯39度35.865分、東経141度57.045分 タ点 北緯39度35.982分、東経141度56.832分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜	(1)養殖施設を設置する場合は、神林及び高浜漁港に出入港する船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。 (2)ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第118号	宮古漁業協同組合	宮古市津軽石及び赤前地先(津軽石前)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分 イ点 北緯39度35.635分、東経141度57.183分 ウ点 北緯39度36.227分、東経141度57.936分 エ点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市津軽石及び赤前	
一区第119号	宮古漁業協同組合	宮古市白浜地先(白浜前)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分 イ点 北緯39度36.227分、東経141度57.936分 ウ点 北緯39度36.717分、東経141度58.420分 エ点 北緯39度36.569分、東経141度58.593分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜	
一区第120号	宮古漁業協同組合	宮古市白浜地先(白浜)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度36.699分、東経141度58.442分 イ点 北緯39度36.845分、東経141度58.265分 ウ点 北緯39度37.451分、東経141度58.909分 エ点 北緯39度37.396分、東経141度58.975分 オ点 北緯39度37.315分、東経141度58.892分 カ点 北緯39度37.155分、東経141度59.145分 キ点 北緯39度36.996分、東経141度58.990分 ク点 北緯39度37.149分、東経141度58.730分 ケ点 北緯39度36.979分、東経141度58.537分 コ点 北緯39度36.944分、東経141度58.586分 サ点 北緯39度36.904分、東経141度58.548分 シ点 北緯39度36.854分、東経141度58.628分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、さけます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和7年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜	イ点及びエ点と北緯39度37.577分、東経141度59.041分の点を結ぶ直線を直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第121号	宮古漁業協同組合	宮古市白浜地先(長磯前)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度37.396分、東経141度58.975分 イ点 北緯39度37.451分、東経141度58.909分 ウ点 北緯39度37.577分、東経141度59.041分 エ点 北緯39度37.525分、東経141度59.102分	第一種区画漁業	1件(さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別		(1)養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。 (2)ウ点の最寄りの施設にあっては夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第122号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂宿地先(宿前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度37.706分、東経142度1.653分 イ点 北緯39度37.760分、東経142度1.952分 ウ点 北緯39度37.815分、東経142度1.936分 エ点 北緯39度37.842分、東経142度2.148分 オ点 北緯39度37.349分、東経142度2.278分 カ点 北緯39度37.321分、東経142度2.069分 キ点 北緯39度37.463分、東経142度2.031分 ク点 北緯39度37.411分、東経142度1.730分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部	
一区第123号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂鶴磯地先(鶴磯前)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度37.290分、東経142度1.740分 イ点 北緯39度37.289分、東経142度1.921分 ウ点 北緯39度36.895分、東経142度1.954分 エ点 北緯39度36.894分、東経142度1.772分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第124号	重茂漁業協同組合	宮古市音部地先(音部前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度36.442分、東経142度2.060分 イ点 北緯39度36.519分、東経142度2.471分 ウ点 北緯39度36.609分、東経142度2.434分 エ点 北緯39度36.690分、東経142度2.819分 オ点 北緯39度36.142分、東経142度2.974分 カ点 北緯39度36.056分、東経142度2.480分 キ点 北緯39度36.179分、東経142度2.449分 ク点 北緯39度36.120分、東経142度2.151分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部	ア、ウ、エ、オ、カ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(オ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第125号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂地先(重茂前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度35.640分、東経142度2.056分 イ点 北緯39度35.808分、東経142度2.551分 ウ点 北緯39度35.803分、東経142度3.010分 エ点 北緯39度35.099分、東経142度3.261分 オ点 北緯39度34.810分、東経142度2.772分 カ点 北緯39度34.670分、東経142度2.395分 キ点 北緯39度35.081分、東経142度2.156分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部	ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第126号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂種刺地先(種刺前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度33.761分、東経142度3.629分 イ点 北緯39度33.868分、東経142度3.554分 ウ点 北緯39度34.108分、東経142度3.687分 エ点 北緯39度34.179分、東経142度3.829分 オ点 北緯39度33.929分、東経142度3.985分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部	エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第127号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂姉吉地先(姉吉前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度31.925分、東経142度3.901分 イ点 北緯39度31.730分、東経142度3.823分 ウ点 北緯39度31.751分、東経142度3.587分 エ点 北緯39度31.777分、東経142度3.594分 オ点 北緯39度31.805分、東経142度3.464分 カ点 北緯39度31.834分、東経142度3.473分 キ点 北緯39度31.875分、東経142度3.319分 ク点 北緯39度31.933分、東経142度3.338分 コ点 北緯39度31.876分、東経142度3.632分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部	ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第128号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂千鶴地先(千鶴前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度31.361分、東経142度3.012分 イ点 北緯39度30.964分、東経142度2.465分 ウ点 北緯39度31.106分、東経142度2.181分 エ点 北緯39度31.189分、東経142度2.103分 オ点 北緯39度31.387分、東経142度2.315分 カ点 北緯39度31.637分、東経142度2.297分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部	ア、イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第129号	重茂漁業協同組合 ほか1	宮古市重茂川代地先(布前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度30.891分、東経142度2.445分 イ点 北緯39度30.467分、東経142度2.109分 ウ点 北緯39度30.578分、東経142度1.867分 エ点 北緯39度30.838分、東経142度2.046分 オ点 北緯39度30.897分、東経142度1.996分 カ点 北緯39度31.060分、東経142度2.086分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部並びに下閉伊郡山田町(大沢、織笠及び船越を除く。)	ア、イ及びウの各点並びにアとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第130号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂々崎地先 (白々崎)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度30.463分、東経142度2.105分 イ点 北緯39度30.149分、東経142度1.858分 ウ点 北緯39度30.250分、東経142度1.624分 エ点 北緯39度30.574分、東経142度1.863分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び苗部	イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。
一区第131号	三陸やまだ漁業協同組合	宮古市重茂川代地先 (岸川代前)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度29.988分、東経142度1.026分 イ点 北緯39度29.894分、東経142度0.925分 ウ点 北緯39度29.961分、東経142度0.758分 エ点 北緯39度30.053分、東経142度0.858分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町大沢	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。
一区第132号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町大沢松島地先(船隠)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度28.994分、東経142度0.914分 イ点 北緯39度29.241分、東経142度0.888分 ウ点 北緯39度29.273分、東経142度0.993分 エ点 北緯39度29.039分、東経142度1.052分 オ点 北緯39度28.876分、東経142度0.890分 カ点 北緯39度28.856分、東経142度0.797分 キ点 北緯39度28.948分、東経142度0.783分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町大沢	エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。
一区第133号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町大沢浜川目地先(浜川目)	漁場の区域、次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びクエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度28.738分、東経142度0.166分 イ点 北緯39度28.587分、東経142度0.138分 ウ点 北緯39度28.599分、東経142度0.087分 エ点 北緯39度28.443分、東経141度59.631分 オ点 北緯39度28.296分、東経141度59.369分 カ点 北緯39度28.290分、東経141度59.308分 キ点 北緯39度28.593分、東経141度59.016分 ク点 北緯39度28.710分、東経141度59.228分 クエ点 北緯39度28.829分、東経141度59.048分	第一種区画漁業	6件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町大沢	(ア)オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。 (イ)船舶の航路として100メートル以上を設定し、航路入口の両端に標識を設置しなければならない。
一区第134号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町大沢地先(大沢前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度28.796分、東経141度58.089分 イ点 北緯39度28.717分、東経141度58.158分 ウ点 北緯39度28.778分、東経141度58.606分 エ点 北緯39度28.275分、東経141度59.192分 オ点 北緯39度28.147分、東経141度58.056分 カ点 北緯39度28.302分、東経141度57.969分 キ点 北緯39度28.399分、東経141度57.611分 ク点 北緯39度28.559分、東経141度57.582分	第一種区画漁業	6件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町大沢	(1)ウ、エ及びオの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は黄色標識灯を、それぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。 (2)船舶の航路として100メートル以上を設定し、航路入口の両端に
一区第135号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町北浜町地先(山田前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度28.559分、東経141度57.582分 イ点 北緯39度28.399分、東経141度57.611分 ウ点 北緯39度28.302分、東経141度57.969分 エ点 北緯39度28.232分、東経141度58.008分 オ点 北緯39度28.096分、東経141度57.847分 カ点 北緯39度28.073分、東経141度57.504分 キ点 北緯39度28.252分、東経141度57.464分 ク点 北緯39度28.318分、東経141度57.331分	第一種区画漁業	6件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び縦笠第12地割から第14地割まで	オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。
一区第136号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町縦笠細浦地先(大島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度27.923分、東経141度57.599分 イ点 北緯39度27.967分、東経141度57.806分 ウ点 北緯39度28.092分、東経141度59.032分 エ点 北緯39度27.860分、東経141度59.192分 オ点 北緯39度27.644分、東経141度58.490分 カ点 北緯39度27.616分、東経141度58.136分 キ点 北緯39度27.660分、東経141度57.935分 ク点 北緯39度27.783分、東経141度57.670分	第一種区画漁業	6件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び縦笠第12地割から第14地割まで	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。
一区第137号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町縦笠細浦地先(細浦)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度27.636分、東経141度57.692分 イ点 北緯39度27.577分、東経141度57.929分 ウ点 北緯39度27.535分、東経141度57.911分 エ点 北緯39度27.480分、東経141度48.152分 オ点 北緯39度27.271分、東経141度57.847分	第一種区画漁業	6件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び縦笠	イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は黄色標識灯を、それぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。
一区第138号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町縦笠細浦地先(佐作沖)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度27.577分、東経141度57.929分 イ点 北緯39度27.514分、東経141度58.201分 ウ点 北緯39度27.480分、東経141度58.152分 エ点 北緯39度27.535分、東経141度57.911分	第一種区画漁業	1件(さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別		イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さで設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第139号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町織笠地先(織笠前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度27.138分、東経141度57.822分 イ点 北緯39度27.539分、東経141度58.319分 ウ点 北緯39度27.539分、東経141度58.567分 エ点 北緯39度27.467分、東経141度59.132分 オ点 北緯39度27.052分、東経141度58.671分 カ点 北緯39度27.061分、東経141度58.646分 キ点 北緯39度26.970分、東経141度58.577分 ク点 北緯39度27.078分、東経141度58.337分 ケ点 北緯39度26.972分、東経141度58.208分	第一種区画漁業	6件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町織笠	イ及びエの各点並びにアとイ及びエとの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第140号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町織笠小島地先(小島沖)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度27.577分、東経141度58.684分 イ点 北緯39度27.777分、東経141度59.227分 ウ点 北緯39度27.611分、東経141度59.360分 エ点 北緯39度27.509分、東経141度59.194分	第一種区画漁業	6件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町織笠	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第141号	船越湾漁業協同組合 ほか1	下閉伊郡山田町船越浦の浜地先(岸浦の浜)	次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度26.972分、東経141度58.208分 イ点 北緯39度27.078分、東経141度58.337分 ウ点 北緯39度26.722分、東経141度59.090分	第一種区画漁業	3件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町織笠及び船越	
一区第142号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越浦の浜地先(沖浦の浜)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度26.970分、東経141度58.577分 イ点 北緯39度27.061分、東経141度58.646分 ウ点 北緯39度26.948分、東経141度58.875分 エ点 北緯39度26.861分、東経141度58.804分	第一種区画漁業	2件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	
一区第143号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越半崎地先(大浦崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度26.722分、東経141度59.090分 イ点 北緯39度26.861分、東経141度58.804分 ウ点 北緯39度26.948分、東経141度58.875分 エ点 北緯39度27.000分、東経141度58.780分 オ点 北緯39度27.228分、東経141度59.024分 カ点 北緯39度27.518分、東経141度59.467分 キ点 北緯39度27.241分、東経141度59.918分 ク点 北緯39度27.156分、東経142度0.008分 ケ点 北緯39度27.005分、東経142度0.067分 コ点 北緯39度26.930分、東経141度59.935分	第一種区画漁業	6件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割まで	オ、カ、キ、ク及びケの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第144号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町大浦地先(垂水)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度28.099分、東経142度0.775分 イ点 北緯39度28.237分、東経142度0.668分 ウ点 北緯39度28.546分、東経142度1.276分 エ点 北緯39度28.408分、東経142度1.388分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、なまこ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町大沢、境田町、川向町、中央町、八幡町、後浜町、飯岡、長崎、北浜町、山田、織笠、船越第6地割及び船越第18地割から第23地割まで	イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第145号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越宿前地先(宿前)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度26.395分、東経142度2.720分 イ点 北緯39度26.400分、東経142度2.897分 ウ点 北緯39度25.975分、東経142度2.918分 エ点 北緯39度25.967分、東経142度2.744分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第146号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越大浦小谷島地先(小谷島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度25.043分、東経142度1.373分 イ点 北緯39度24.994分、東経142度1.186分 ウ点 北緯39度24.914分、東経142度1.059分 エ点 北緯39度24.746分、東経142度1.089分 オ点 北緯39度24.650分、東経142度0.744分 カ点 北緯39度24.792分、東経142度0.693分 キ点 北緯39度24.847分、東経142度0.712分 ク点 北緯39度25.298分、東経142度0.518分 ケ点 北緯39度25.489分、東経142度0.904分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割まで	エ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第147号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越地先(沖大島)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度24.291分、東経142度0.238分 イ点 北緯39度24.236分、東経142度0.464分 ウ点 北緯39度23.941分、東経142度0.313分 エ点 北緯39度23.997分、東経142度0.080分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第148号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越地先(大島前)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度24.059分、東経141度59.606分 イ点 北緯39度24.043分、東経141度59.594分 ウ点 北緯39度24.411分、東経141度59.251分 エ点 北緯39度24.425分、東経141度59.851分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第149号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越地先(船越長崎前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度25.337分、東経141度58.536分 イ点 北緯39度25.331分、東経141度58.657分 ウ点 北緯39度25.225分、東経141度58.803分 エ点 北緯39度25.075分、東経141度58.839分 オ点 北緯39度24.709分、東経141度58.483分	第一種区画漁業	6件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第150号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越地先(大沢川前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度24.001分、東経141度58.833分 イ点 北緯39度23.603分、東経141度58.663分 ウ点 北緯39度23.907分、東経141度57.507分 エ点 北緯39度24.086分、東経141度57.587分 オ点 北緯39度24.046分、東経141度57.765分 カ点 北緯39度24.537分、東経141度57.990分 キ点 北緯39度24.506分、東経141度58.106分 ク点 北緯39度24.745分、東経141度58.210分 ケ点 北緯39度24.701分、東経141度58.413分 コ点 北緯39度24.338分、東経141度58.249分 サ点 北緯39度24.271分、東経141度58.367分 シ点 北緯39度24.218分、東経141度58.342分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	ア、イ、ケ、コ、サ及びシの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ア点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、イ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第201号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町浪板地先(浪板)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度23.787分、東経141度57.775分 イ点 北緯39度23.658分、東経141度58.266分 ウ点 北緯39度23.343分、東経141度57.921分 エ点 北緯39度22.674分、東経141度56.986分 オ点 北緯39度22.932分、東経141度56.732分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町	ア、イ、ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第202号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町浪板地先(四十八坂)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度23.908分、東経141度57.314分 イ点 北緯39度23.787分、東経141度57.775分 ウ点 北緯39度22.932分、東経141度56.732分 エ点 北緯39度23.193分、東経141度56.677分	第一種区画漁業	1件(わかめ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別		ア及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第203号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町吉里吉里地先(金ヶ崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度22.391分、東経141度57.114分 イ点 北緯39度22.434分、東経141度57.019分 ウ点 北緯39度22.536分、東経141度57.027分 エ点 北緯39度22.722分、東経141度57.245分 オ点 北緯39度22.985分、東経141度57.702分	第一種区画漁業	2件(かき垂下式養殖業、さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町	ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第204号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町吉里吉里地先(野島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度22.937分、東経141度58.297分 イ点 北緯39度23.020分、東経141度58.587分 ウ点 北緯39度22.922分、東経141度58.871分 エ点 北緯39度22.591分、東経141度58.714分 オ点 北緯39度22.701分、東経141度58.242分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町	ア、イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第205号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜地先(湾北部)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度22.424分、東経141度58.244分 イ点 北緯39度22.340分、東経141度58.555分 ウ点 北緯39度22.078分、東経141度58.548分 エ点 北緯39度21.238分、東経141度57.940分 オ点 北緯39度21.053分、東経141度57.669分 カ点 北緯39度20.854分、東経141度56.853分 キ点 北緯39度21.002分、東経141度56.765分 ク点 北緯39度21.370分、東経141度57.587分 ケ点 北緯39度21.631分、東経141度57.616分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を3等分した2点及びオとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第206号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町赤浜地先(大蔵松)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度21.026分、東経141度56.750分 イ点 北緯39度20.854分、東経141度56.853分 ウ点 北緯39度20.737分、東経141度56.787分 エ点 北緯39度20.759分、東経141度56.091分 オ点 北緯39度20.906分、東経141度56.077分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町	ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第207号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町安渡地先(組合前)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.917分、東経141度54.876分 イ点 北緯39度21.051分、東経141度55.235分 ウ点 北緯39度20.911分、東経141度55.503分 エ点 北緯39度20.700分、東経141度55.731分 オ点 北緯39度20.618分、東経141度55.645分 カ点 北緯39度20.561分、東経141度55.259分 キ点 北緯39度20.691分、東経141度54.995分 ク点 北緯39度20.731分、東経141度54.913分	第一種区画漁業	2件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町(吉里吉里を除く。)	イ、ウ、エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設にあっては、緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第208号	釜石東部漁業協同組合	釜石市片岸町室浜地先(雀島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.731分、東経141度54.913分 イ点 北緯39度20.691分、東経141度54.995分 ウ点 北緯39度20.561分、東経141度55.259分 エ点 北緯39度20.405分、東経141度55.015分 オ点 北緯39度20.463分、東経141度54.820分 カ点 北緯39度20.543分、東経141度54.724分 キ点 北緯39度20.651分、東経141度54.728分	第一種区画漁業	3件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市片岸町及び鶴住居町	エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第209号	釜石東部漁業協同組合	釜石市片岸町地先(カロード)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.449分、東経141度54.674分 イ点 北緯39度20.327分、東経141度54.699分 ウ点 北緯39度20.291分、東経141度54.423分 エ点 北緯39度20.412分、東経141度54.397分	第一種区画漁業	3件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市片岸町	ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第210号	釜石東部漁業協同組合	釜石市鶴住居町根浜地先(根浜)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度19.627分、東経141度54.382分 イ点 北緯39度19.681分、東経141度54.375分 ウ点 北緯39度19.690分、東経141度54.207分 エ点 北緯39度20.186分、東経141度54.187分 オ点 北緯39度20.260分、東経141度54.823分 カ点 北緯39度19.944分、東経141度54.879分 キ点 北緯39度19.970分、東経141度54.712分 ク点 北緯39度19.869分、東経141度54.663分 ケ点 北緯39度19.852分、東経141度54.554分 コ点 北緯39度19.702分、東経141度54.582分	第一種区画漁業	4件(こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市片岸町及び鶴住居町	エ及びオの各点並びにカとコの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第211号	釜石東部漁業協同組合	釜石市鶴住居町早陣子地先(早陣子)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度19.702分、東経141度54.582分 イ点 北緯39度19.970分、東経141度54.712分 ウ点 北緯39度19.944分、東経141度54.879分 エ点 北緯39度19.582分、東経141度54.839分	第一種区画漁業	3件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町第5地割から第12地割まで及び鶴住居町	ウ点及びウとエを結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第212号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町平磯地先(平磯)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度19.594分、東経141度54.945分 イ点 北緯39度19.879分、東経141度54.976分 ウ点 北緯39度20.151分、東経141度55.266分 エ点 北緯39度19.969分、東経141度55.388分	第一種区画漁業	3件(こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町第5地割から第12地割まで	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第213号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町地先(ハツ神)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度19.969分、東経141度55.388分 イ点 北緯39度20.261分、東経141度55.513分 ウ点 北緯39度20.175分、東経141度56.170分 エ点 北緯39度20.160分、東経141度56.163分 オ点 北緯39度19.966分、東経141度56.403分 カ点 北緯39度19.838分、東経141度56.311分 キ点 北緯39度19.900分、東経141度56.044分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町	イ、ウ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ及びオの各点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第214号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町白浜地先(黒磯)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.007分、東経141度56.565分 イ点 北緯39度20.180分、東経141度56.349分 ウ点 北緯39度20.386分、東経141度56.610分 エ点 北緯39度20.184分、東経141度56.811分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町第1地割から第3地割まで	ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ア及びイの各点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第215号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町白浜地先(明神崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.271分、東経141度56.833分 イ点 北緯39度20.441分、東経141度56.694分 ウ点 北緯39度20.551分、東経141度57.000分 エ点 北緯39度20.677分、東経141度57.645分 オ点 北緯39度20.507分、東経141度57.630分 カ点 北緯39度20.412分、東経141度57.186分 キ点 北緯39度20.378分、東経141度57.137分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町	イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第216号	釜石東部漁業協同組合 ほか1	釜石市箱崎町元網浜地先(元網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.434分、東経141度57.824分 イ点 北緯39度20.693分、東経141度57.712分 ウ点 北緯39度20.871分、東経141度58.586分 エ点 北緯39度20.728分、東経141度58.809分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町、片岸町及び鶴住居町並びに上閉伊郡大槌町	イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第217号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町飯宿地先(飯宿)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.784分、東経141度58.214分 イ点 北緯39度18.398分、東経141度57.893分 ウ点 北緯39度18.135分、東経141度56.590分 エ点 北緯39度18.505分、東経141度56.242分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町及び両石町	イ及びウの各点並びにエとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第218号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町黒崎地先(黒崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.601分、東経141度56.012分 イ点 北緯39度18.201分、東経141度55.927分 ウ点 北緯39度18.053分、東経141度55.207分 エ点 北緯39度18.031分、東経141度54.973分 オ点 北緯39度18.140分、東経141度54.411分 カ点 北緯39度18.344分、東経141度54.504分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町及び両石町	イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第219号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町桑の浜地先(下り松)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.509分、東経141度54.343分 イ点 北緯39度18.418分、東経141度54.330分 ウ点 北緯39度18.300分、東経141度54.214分 エ点 北緯39度18.213分、東経141度53.990分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町	イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第220号	釜石東部漁業協同組合	釜石市両石町地先(七ツヤ)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線及び点キとウを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.309分、東経141度53.495分 イ点 北緯39度18.230分、東経141度53.519分 ウ点 北緯39度18.013分、東経141度54.661分 エ点 北緯39度17.841分、東経141度55.215分 オ点 北緯39度17.643分、東経141度55.120分 カ点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分 キ点 北緯39度18.239分、東経141度53.308分 ク点 北緯39度18.074分、東経141度53.477分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市両石町	ウ、エ及びオの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第221号	釜石湾漁業協同組合	釜石市八ツ木地先(白崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度17.274分、東経141度55.987分 イ点 北緯39度17.249分、東経141度56.233分 ウ点 北緯39度16.384分、東経141度56.176分 エ点 北緯39度16.344分、東経141度55.838分 オ点 北緯39度16.773分、東経141度55.717分 カ点 北緯39度16.819分、東経141度55.929分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市(片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町、大字平田、平田町及び唐丹町を除く。)	イ及びウの各点並びにエとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第222号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字釜石泉浜地先(泉浜沖)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度15.881分、東経141度55.339分 イ点 北緯39度15.860分、東経141度55.334分 ウ点 北緯39度15.716分、東経141度55.524分 エ点 北緯39度15.676分、東経141度55.495分 オ点 北緯39度15.823分、東経141度55.066分 カ点 北緯39度15.921分、東経141度55.119分 キ点 北緯39度15.937分、東経141度55.168分	第一種区画漁業	2件(ほや垂下式養殖業、さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和8年4月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市(片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。)	(1)養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。 (2)エ点及びオ点の各点並びにエ点とオ点の各点を結ぶ直線の間端点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から3メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第223号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字平田第6地割地先(垂水)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度14.922分、東経141度53.870分 イ点 北緯39度14.973分、東経141度53.932分 ウ点 北緯39度15.114分、東経141度54.252分 エ点 北緯39度15.198分、東経141度54.451分 オ点 北緯39度14.997分、東経141度54.726分 カ点 北緯39度14.895分、東経141度54.820分	第一種区画漁業	2件(ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市大字平田第1地割から第6地割まで及び平田町一丁目から三丁目まで	イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ、ウ及びエ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第224号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字平田第7地割地先(石浜)	次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度14.807分、東経141度54.913分 イ点 北緯39度14.740分、東経141度55.103分 ウ点 北緯39度14.355分、東経141度55.210分	第一種区画漁業	1件(かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市大字平田第7地割から第9地割まで	イ点及びエとウ点の各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第225号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字平田白浜及び青出浜地先(白浜沖)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度14.380分、東経141度55.233分 イ点 北緯39度15.047分、東経141度55.057分 ウ点 北緯39度15.171分、東経141度55.804分 エ点 北緯39度14.944分、東経141度56.068分 オ点 北緯39度14.979分、東経141度56.227分 カ点 北緯39度14.891分、東経141度56.296分	第一種区画漁業	4件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、ざけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市(片岸町、鵜住居町、箱崎町、岡石町及び唐丹町を除く。)	イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線上ア点から350メートルの点及び800メートルの点の最寄りの施設並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点並びにアとイの各点を結ぶ直線上ア点から350メートルの点及び600メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置し
一区第226号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字平田地先(カタマエ)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度14.891分、東経141度56.296分 イ点 北緯39度15.081分、東経141度56.386分 ウ点 北緯39度15.214分、東経141度57.285分 エ点 北緯39度14.964分、東経141度57.262分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市(片岸町、鵜住居町、箱崎町、岡石町及び唐丹町を除く。)	イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第227号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字平田佐須地先(佐須)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度13.113分、東経141度56.542分 イ点 北緯39度13.105分、東経141度56.479分 ウ点 北緯39度12.977分、東経141度56.369分 エ点 北緯39度13.102分、東経141度55.843分 オ点 北緯39度13.181分、東経141度55.696分 カ点 北緯39度13.224分、東経141度55.646分 キ点 北緯39度13.273分、東経141度55.624分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市大字平田第9地割	ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第228号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字平田佐須地先(かつお島)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度13.026分、東経141度55.906分 イ点 北緯39度12.829分、東経141度56.407分 ウ点 北緯39度12.553分、東経141度56.256分 エ点 北緯39度12.905分、東経141度55.800分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市大字平田第9地割	ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第229号	唐丹町漁業協同組合	釜石市唐丹町地先(花露辺)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度12.830分、東経141度55.699分 イ点 北緯39度12.388分、東経141度55.958分 ウ点 北緯39度11.933分、東経141度54.258分 エ点 北緯39度12.286分、東経141度53.848分 オ点 北緯39度12.354分、東経141度53.901分 カ点 北緯39度12.317分、東経141度53.952分 キ点 北緯39度12.268分、東経141度54.124分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市唐丹町	イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ及びエの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しな
一区第230号	唐丹町漁業協同組合	釜石市唐丹町地先(本郷、小白浜)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度12.247分、東経141度53.615分 イ点 北緯39度12.241分、東経141度53.802分 ウ点 北緯39度12.051分、東経141度53.955分 エ点 北緯39度11.632分、東経141度54.010分 オ点 北緯39度11.587分、東経141度53.571分 カ点 北緯39度11.655分、東経141度53.254分 キ点 北緯39度12.296分、東経141度52.105分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市唐丹町	イ、ウ、エ、オ及びカの各点並びにカとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯(イ及びウの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しな
一区第231号	唐丹町漁業協同組合	釜石市唐丹町地先(荒川)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度12.292分、東経141度51.926分 イ点 北緯39度11.955分、東経141度52.558分 ウ点 北緯39度11.296分、東経141度53.501分 エ点 北緯39度10.866分、東経141度53.551分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市唐丹町	イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しな

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第232号	唐丹町漁業協同組合	釜石市唐丹町地先(大石)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度11.097分、東経141度53.667分 イ点 北緯39度11.463分、東経141度53.621分 ウ点 北緯39度11.596分、東経141度54.792分 エ点 北緯39度11.220分、東経141度54.852分	第一種区画漁業	3件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	釜石市唐丹町	イ及びウの各点を並びにイトウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点及びイトウの各点を結ぶ直線を3等分した2点のうちイ点に近い方の点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第301号	吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜地先(十二役)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度9.260分、東経141度52.966分 イ点 北緯39度8.510分、東経141度53.096分 ウ点 北緯39度8.585分、東経141度51.918分 エ点 北緯39度9.147分、東経141度51.822分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町吉浜	イ及びウの各点を並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ及びウの各点にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第302号	吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜地先(吉浜)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度8.972分、東経141度51.783分 イ点 北緯39度8.209分、東経141度51.758分 ウ点 北緯39度8.254分、東経141度51.333分 エ点 北緯39度8.551分、東経141度50.999分 オ点 北緯39度9.178分、東経141度50.816分 カ点 北緯39度9.385分、東経141度51.325分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町吉浜	ア及びイの各点を並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(アとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第303号	吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜地先(鳥居島)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度8.210分、東経141度51.780分 イ点 北緯39度8.499分、東経141度51.767分 ウ点 北緯39度8.370分、東経141度53.079分 エ点 北緯39度7.792分、東経141度52.609分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町吉浜	イ及びウの各点を並びにイトウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第304号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(沖方)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度5.882分、東経141度54.316分 イ点 北緯39度5.441分、東経141度54.416分 ウ点 北緯39度5.290分、東経141度54.260分 エ点 北緯39度4.828分、東経141度53.351分 オ点 北緯39度5.093分、東経141度53.114分	第一種区画漁業	2件(わかめ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	イ及びエの各点を並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第305号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(天童)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度5.485分、東経141度52.677分 イ点 北緯39度5.192分、東経141度52.223分 ウ点 北緯39度5.482分、東経141度51.332分 エ点 北緯39度5.739分、東経141度51.529分 オ点 北緯39度5.779分、東経141度51.656分	第一種区画漁業	6件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	イ及びウの各点を並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第306号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(松ヶ崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度6.181分、東経141度51.388分 イ点 北緯39度6.026分、東経141度51.365分 ウ点 北緯39度5.849分、東経141度51.265分 エ点 北緯39度5.562分、東経141度51.189分 オ点 北緯39度5.884分、東経141度50.379分 カ点 北緯39度6.186分、東経141度50.319分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	エ及びオの各点を並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第307号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(浪坂)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度6.191分、東経141度50.268分 イ点 北緯39度6.002分、東経141度50.040分 ウ点 北緯39度6.451分、東経141度49.186分 エ点 北緯39度6.711分、東経141度49.093分 オ点 北緯39度6.700分、東経141度49.266分 カ点 北緯39度6.243分、東経141度49.969分	第一種区画漁業	7件(こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	イ及びウの各点を並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第308号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(館ヶ崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度6.096分、東経141度48.787分 イ点 北緯39度6.213分、東経141度48.817分 ウ点 北緯39度6.196分、東経141度48.928分 エ点 北緯39度6.412分、東経141度48.991分 オ点 北緯39度5.601分、東経141度50.628分 カ点 北緯39度5.460分、東経141度50.565分 キ点 北緯39度5.618分、東経141度49.509分 ク点 北緯39度5.596分、東経141度49.073分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、あさり垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	エ、オ、カ、キ及びクの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ及びオの各点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、カ、キ及びクの各点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第309号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(松島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度5.197分、東経141度48.831分 イ点 北緯39度5.526分、東経141度48.903分 ウ点 北緯39度5.591分、東経141度49.431分 エ点 北緯39度5.586分、東経141度49.496分 オ点 北緯39度5.432分、東経141度49.541分 カ点 北緯39度5.184分、東経141度49.357分	第一種区画漁業	6件(こんぶ垂下式養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ及びエの各点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第310号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(尾入)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度5.259分、東経141度49.616分 イ点 北緯39度5.324分、東経141度49.828分 ウ点 北緯39度5.510分、東経141度49.877分 エ点 北緯39度5.338分、東経141度51.031分 オ点 北緯39度4.989分、東経141度50.958分 カ点 北緯39度5.161分、東経141度49.582分	第一種区画漁業	6件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	ア、ウ、エ、オ及びカの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線上ウ点から1,000メートルの点の最寄りの施設及びオとカの各点を結ぶ直線上オ点から1,140メートルの点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウとエの各点を結ぶ直線上ウ点から1,000メートルの点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、オ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第311号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先(二浜)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度5.139分、東経141度49.445分 イ点 北緯39度5.162分、東経141度49.449分 ウ点 北緯39度4.899分、東経141度51.539分 エ点 北緯39度4.617分、東経141度51.494分 オ点 北緯39度4.531分、東経141度51.818分 カ点 北緯39度4.291分、東経141度51.773分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町綾里	ウ及びエの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線上イトウ点から1,080メートル及び2,200メートルの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イトウの各点を結ぶ直線上イトウ点から2,200メートルの点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第312号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先(綾里湾)	次の点ア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度3.556分、東経141度51.819分 イ点 北緯39度3.124分、東経141度51.796分 ウ点 北緯39度3.035分、東経141度51.207分 エ点 北緯39度2.287分、東経141度50.868分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町綾里	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第313号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先(龍丸)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.572分、東経141度50.836分 イ点 北緯39度1.224分、東経141度51.025分 ウ点 北緯39度1.215分、東経141度50.424分 エ点 北緯39度1.397分、東経141度50.307分	第一種区画漁業	1件(わかめ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町綾里	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第314号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先(大盤行)	次の点ア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.528分、東経141度49.713分 イ点 北緯39度1.165分、東経141度49.912分 ウ点 北緯39度1.145分、東経141度49.241分 エ点 北緯39度1.346分、東経141度49.108分	第一種区画漁業	1件(わかめ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町綾里	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第315号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先(常陸かまつ)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.496分、東経141度48.739分 イ点 北緯39度1.244分、東経141度48.695分 ウ点 北緯39度0.895分、東経141度47.664分 エ点 北緯39度1.134分、東経141度47.390分 オ点 北緯39度1.440分、東経141度47.307分 カ点 北緯39度1.920分、東経141度47.534分 キ点 北緯39度2.366分、東経141度47.751分 ク点 北緯39度2.336分、東経141度47.869分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町綾里	イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ及びオの各点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第316号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先(大崖)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、オ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.316分、東経141度47.594分 イ点 北緯39度2.302分、東経141度47.053分 ウ点 北緯39度1.102分、東経141度47.075分 エ点 北緯39度1.612分、東経141度46.617分 オ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分 カ点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分	第一種区画漁業	6件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがいがい垂下式養殖業、いがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町綾里	イ、ウ及びエの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線上イ点から1.690メートルの点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯(ウ点及びイトウの各点を結ぶ直線上イ点から1.690メートルの点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第317号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先(重根)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、オ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分 イ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分 ウ点 北緯39度1.593分、東経141度46.584分 エ点 北緯39度1.064分、東経141度47.054分 オ点 北緯39度0.657分、東経141度45.947分 カ点 北緯39度0.806分、東経141度45.350分 キ点 北緯39度1.114分、東経141度45.263分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがいがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市赤崎町	オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯(カ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第318号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先(千丸)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、オ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.178分、東経141度44.957分 イ点 北緯39度0.933分、東経141度45.192分 ウ点 北緯39度0.996分、東経141度44.994分 エ点 北緯39度1.023分、東経141度44.988分 オ点 北緯39度1.212分、東経141度44.148分 カ点 北緯39度1.185分、東経141度44.077分 キ点 北緯39度1.366分、東経141度44.117分	第一種区画漁業	5件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがいがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市赤崎町	イ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色い標識灯(イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第319号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先(蛸ノ浦)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、オ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.317分、東経141度43.996分 イ点 北緯39度1.202分、東経141度43.960分 ウ点 北緯39度1.349分、東経141度43.732分 エ点 北緯39度1.745分、東経141度43.575分 オ点 北緯39度2.186分、東経141度43.932分 カ点 北緯39度2.402分、東経141度43.885分 キ点 北緯39度2.513分、東経141度44.163分	第一種区画漁業	4件(かき垂下式養殖業、ほたてがいがい垂下式養殖業、えぞいしかげがいがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市赤崎町	ウ、エ、オ及びカの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線上オ点から410メートルの点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第320号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先(清水)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、オ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.513分、東経141度44.163分 イ点 北緯39度2.402分、東経141度43.885分 ウ点 北緯39度2.781分、東経141度43.845分 エ点 北緯39度2.839分、東経141度43.974分 オ点 北緯39度2.884分、東経141度44.093分	第一種区画漁業	4件(のり養殖業、かき垂下式養殖業、えぞいしかげがいがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	のり: 8月1日から翌年5月31日まで その他: 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市赤崎町	ウ点及びイトウの各点を結ぶ直線上ウ点から320メートルの点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第321号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先(珊瑚島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.292分、東経141度43.899分 イ点 北緯39度2.296分、東経141度43.705分 ウ点 北緯39度2.579分、東経141度43.660分 エ点 北緯39度2.581分、東経141度43.684分 オ点 北緯39度2.309分、東経141度43.746分 カ点 北緯39度2.268分、東経141度43.747分 キ点 北緯39度2.203分、東経141度43.742分 ク点 北緯39度2.070分、東経141度43.651分 ケ点 北緯39度2.056分、東経141度43.613分 コ点 北緯39度2.056分、東経141度43.565分 サ点 北緯39度2.099分、東経141度43.608分	第一種区画漁業	3件(かき垂下式養殖業、ほたてがいがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市赤崎町	エ、キ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第322号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先(琵琶島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、オ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.905分、東経141度44.163分 イ点 北緯39度2.884分、東経141度44.093分 ウ点 北緯39度2.839分、東経141度43.974分 エ点 北緯39度2.781分、東経141度43.845分 オ点 北緯39度2.914分、東経141度43.838分 カ点 北緯39度2.962分、東経141度44.045分 キ点 北緯39度3.021分、東経141度44.118分	第一種区画漁業	1件(かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市赤崎町	オ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第323号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市大船渡町地先 (珊瑚島西側)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.292分、東経141度43.689分 イ点 北緯39度2.298分、東経141度43.705分 ウ点 北緯39度2.579分、東経141度43.868分 エ点 北緯39度2.580分、東経141度43.848分 オ点 北緯39度2.358分、東経141度43.567分 カ点 北緯39度2.057分、東経141度43.548分 キ点 北緯39度2.056分、東経141度43.565分 ク点 北緯39度2.099分、東経141度43.608分	第一種区画漁業	2件(かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市大船渡町	エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第324号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市大船渡町地先 (下船渡)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.166分、東経141度43.266分 イ点 北緯39度2.145分、東経141度43.301分 ウ点 北緯39度2.150分、東経141度43.343分 エ点 北緯39度2.140分、東経141度43.410分 オ点 北緯39度2.039分、東経141度43.405分 カ点 北緯39度1.785分、東経141度43.306分 キ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分 ク点 北緯39度1.696分、東経141度42.704分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、えむし垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市大船渡町	エ、オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第325号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市末崎町地先 (船河原)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分 イ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分 ウ点 北緯39度1.563分、東経141度43.172分 エ点 北緯39度1.396分、東経141度43.124分 オ点 北緯39度1.266分、東経141度43.100分 カ点 北緯39度1.373分、東経141度42.893分 キ点 北緯39度1.392分、東経141度42.746分 ク点 北緯39度1.342分、東経141度42.720分	第一種区画漁業	7件(こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、えむし垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市末崎町	ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第326号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市末崎町地先 (小細浦)	次の点ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.150分、東経141度43.117分 イ点 北緯39度0.986分、東経141度43.215分	第一種区画漁業	3件(えぞいしかげがい垂下式養殖業、えむし垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市末崎町	
一区第327号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市末崎町地先 (片頭)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.070分、東経141度43.214分 イ点 北緯39度1.127分、東経141度43.192分 ウ点 北緯39度1.227分、東経141度43.239分 エ点 北緯39度1.240分、東経141度43.436分 オ点 北緯39度1.044分、東経141度43.848分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、えむし垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市末崎町	ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第328号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市末崎町地先 (末崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から点キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 ア点 北緯39度0.858分、東経141度43.904分 イ点 北緯39度1.037分、東経141度43.963分 ウ点 北緯38度59.882分、東経141度45.338分 エ点 北緯38度58.037分、東経141度45.325分 オ点 北緯38度59.137分、東経141度43.205分 カ点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分 キ点 北緯38度59.703分、東経141度43.299分 ク点 北緯38度59.573分、東経141度43.320分 ケ点 北緯38度59.564分、東経141度43.231分 コ点 北緯38度59.695分、東経141度43.209分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、えむし垂下式養殖業、うに垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大船渡市末崎町	イ、ウ、エ及びオの各点並びにコとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点及びウとエ、エとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第329号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市小友町地先 (只出)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分 イ点 北緯38度59.114分、東経141度43.183分 ウ点 北緯38度58.016分、東経141度45.307分 エ点 北緯38度57.422分、東経141度44.912分 オ点 北緯38度58.963分、東経141度42.766分 カ点 北緯38度59.018分、東経141度42.639分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町	エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第330号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先 (大野湾)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度58.790分、東経141度42.537分 イ点 北緯38度58.880分、東経141度42.659分 ウ点 北緯38度58.827分、東経141度42.866分 エ点 北緯38度58.252分、東経141度43.663分 オ点 北緯38度58.182分、東経141度42.791分 カ点 北緯38度58.054分、東経141度42.116分 キ点 北緯38度57.966分、東経141度42.225分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、あわび垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、えむし垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市広田町	イ、ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を4等分した3点及びウとエ、エとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一区第331号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先 (根岬)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度58.066分、東経141度42.605分 イ点 北緯38度58.129分、東経141度42.802分 ウ点 北緯38度58.204分、東経141度43.731分 エ点 北緯38度57.388分、東経141度44.879分 オ点 北緯38度56.862分、東経141度44.716分 カ点 北緯38度55.815分、東経141度43.660分 キ点 北緯38度56.713分、東経141度42.600分	第一種区画漁業	1件(わかめ養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市広田町	ウ、エ、オ及びカの各点並びにウとエ、カとキの各点を結ぶ直線の中心点及びオとカの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ及びエの各点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第332号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先 (金入)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度56.295分、東経141度42.131分 イ点 北緯38度55.597分、東経141度41.605分 ウ点 北緯38度55.957分、東経141度40.987分 エ点 北緯38度56.787分、東経141度40.426分 オ点 北緯38度57.198分、東経141度41.256分 カ点 北緯38度57.029分、東経141度41.325分 キ点 北緯38度56.995分、東経141度41.349分	第一種区画漁業	4件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和7年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市広田町	イ、ウ及びエの各点並びにウとエ、オとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第333号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先 (太陽)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度57.235分、東経141度41.325分 イ点 北緯38度57.190分、東経141度40.185分 ウ点 北緯38度58.416分、東経141度39.357分 エ点 北緯38度58.744分、東経141度39.996分 オ点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分	第一種区画漁業	7件(わかめ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、えむし垂下式養殖業、さけ・ます小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和7年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市広田町	イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第334号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市小友町地先 (小友浦)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分 イ点 北緯38度58.764分、東経141度39.980分 ウ点 北緯38度58.441分、東経141度39.338分 エ点 北緯38度58.868分、東経141度39.059分 オ点 北緯39度0.190分、東経141度40.453分	第一種区画漁業	6件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町	エ点及びイとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第335号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市米崎町地先 (米崎)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度0.211分、東経141度40.422分 イ点 北緯38度58.896分、東経141度39.029分 ウ点 北緯38度59.310分、東経141度38.706分 エ点 北緯39度0.416分、東経141度38.713分	第一種区画漁業	6件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市米崎町	イ及びウの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点及びアとイの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第336号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市気仙町地先 (松原)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度0.072分、東経141度38.017分 イ点 北緯38度59.675分、東経141度38.293分 ウ点 北緯38度59.725分、東経141度37.775分 エ点 北緯38度59.923分、東経141度37.635分	第一種区画漁業	1件(かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市気仙町	イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第337号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市気仙町地先 (長部)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度59.616分、東経141度37.788分 イ点 北緯38度59.544分、東経141度38.361分 ウ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分 エ点 北緯38度58.247分、東経141度37.899分	第一種区画漁業	8件(わかめ養殖業、こんぶ養殖業、かき垂下式養殖業、ほたてがい垂下式養殖業、えぞいしかげがい垂下式養殖業、とりがい垂下式養殖業、ほや垂下式養殖業、えむし垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	陸前高田市気仙町	イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ及びウの各点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
二区第1号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町宿戸地先 (土釜)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度22.112分、東経141度45.293分 イ点 北緯40度22.132分、東経141度45.378分 ウ点 北緯40度22.056分、東経141度45.439分 エ点 北緯40度22.017分、東経141度45.372分	第二種区画漁業	1件(あわび養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別		

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二区第2号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先(殿見蓄養池)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.478分、東経141度47.723分 イ点 北緯39度2.480分、東経141度47.728分 ウ点 北緯39度2.480分、東経141度47.741分 エ点 北緯39度2.475分、東経141度47.745分 オ点 北緯39度2.470分、東経141度47.748分 カ点 北緯39度2.467分、東経141度47.735分 キ点 北緯39度2.468分、東経141度47.727分		第二種区画漁業	1件(うに養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別		